

明石市

基礎情報

【人口】 293,409 人 【世帯】 121,890 世帯（平成 27 年国勢調査より（総務省））

【母子・父子世帯数】

児童扶養手当受給者世帯 2,502 世帯

（内訳）

母子世帯 2,396 世帯、父子世帯 98 世帯、養育者世帯 8 世帯

（平成 29 年 1 月末現在）

概要

○明石市では、「こどもを核としたまちづくり」を進めており、その一環として、平成 26 年 4 月から、面会交流などの離婚や別居に伴うこどもの養育を支援する各種施策を展開している。

○平成 28 年 8 月には、ひとり親家庭が抱える悩みについて気軽に相談することができる専門相談の場として、ひとり親家庭総合相談会を開催した。

○平成 28 年 9 月から、離婚後の父母が顔を合わせることなく、こどもと親が面会交流できるように、連絡調整から交流当日までをサポートする面会交流のコーディネートを開始した。

【明石市における離婚前後のこども養育支援施策体系】

明石市では、平成 26 年 4 月から、「明石市こども養育支援ネットワーク」の運用を開始し、養育費や面会交流などの離婚や別居に伴うこどもの養育を支援する各種施策を順次展開している。

1 関係機関との連携

離婚や別居に伴う養育支援策などに関する関係機関との意見交換及び情報共有を行うため、定期的に「明石市こども養育支援ネットワーク連絡会議」を開催。法テラスや FPIC などの関係機関、弁護士や大学教員の有識者に加え、神戸家庭裁判所がオブザーバーとして参加している。

2 啓発

① こどもの養育に関する合意書・こども養育プラン【参考書式】の配布

夫婦間の話し合いにおける参考資料としてもらうため、養育費や面会交流などについて記載された「こどもの養育に関する合意書」、「こども養育プラン」及び「合意書・養育プラン作成の手引き」を離婚届の配布時や相談時に配布。平成 27 年度の養育費の合意率は、全国水準 62.6% に対し、明石市では 70% に達している。

② 「親の離婚とこどもの気持ち」【パンフレット】の配布

親が離婚する場合におけるこどもの気持ちを父母に伝え、こどもへの配慮を促すため、親へのアドバイスや母子・父子家庭への支援策などを記載したパンフレットを「合意書・養育プラン作成の手引き」に挟んで配布。

3 心理ケア

① 離婚後の子育てとこどもの気持ち【離婚前講座】
離婚や別居の際におけるこどもの心理を専門的な立場から親に伝えるためのワークショップ（FAITプログラム）を実施。

② こどもふれあいキャンプ
親の離婚や別居を経験したこどもを対象に、同じ経験を持つ者と交流する場を提供し、家庭・家族の悩みを軽減・緩和するためのキャンプ（2泊3日）を実施。

4 相談

① こども養育専門相談
専門の相談員（FPIC）による相談を月に1回市役所で実施。

② 専門職総合相談
常勤の専門職職員（弁護士・社会福祉士・臨床心理士）がチームを組んで相談に応じる。

③ 離婚後の子育てガイダンス
児童扶養手当現況届提出者に対し、離婚後のこどもの成長を考えるガイダンスを開催した。

5 面会交流支援

① こどもと親の交流ノート【養育手帳】
離婚や別居後におけるこどもの情報を父母間で共有し、こどもの養育に役立てるため、こどもの日常生活や面会交流の内容について記録するための冊子（養育手帳）を希望者に配布。

② 親子交流サポート事業
離婚や別居後に離れて暮らす親子間の交流を深めるための場所として、市立天文科学館を無料で提供し、プラネタリウムのファミリーシートやイベントの優先予約を実施。

③ 面会交流のコーディネート
離婚前後における親子の交流を深めてもらうために、面会交流におけるこどもの引き合わせや連絡調整を平成28年9月から試行的に実施。

明石市 離婚前後のこども養育支援 概要

平成28年10月 明石市作成資料

明石市が取り組む離婚前後のこども養育支援

1 こどもの立場で
⇒親の離婚は子どもにも与える影響が大きい
⇒まらの未来もあるこどもの成長を支援

2 基礎自治体の責務
⇒種だけではなく、社会（行政）が支援することが必要
⇒こどもに最も身近な基礎自治体として寄り添った対応が可能

3 普遍性
⇒全国どこでも当たり前に実施することが重要
⇒低予算など、他の自治体でも実現可能な施策を重視

実施中の施策

関係機関との連携

- 明石市こども養育支援ネットワーク連絡会議
- 関係機関との意見交換及び情報共有の場として、連絡会議を開催
- 【関係機関】 日本司法支庁センター（法テラス）兵庫県地方協議、公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）、大塚ファミリー相談室、兵庫県臨床心理士会、兵庫県社会福祉士会、明石公益財団、公益財団法人あすのぼ、【有識者】 弁護士、大学教授、【オブザーバー】 神戸家庭裁判所

啓発

- こどもの養育に関する白紙書・こども養育プラン（参考書式）
- 養育費、面会交流などの取り決めに関する弁護士や調停員とともに配布
- 親の離婚とこどもの気持ち（パンフレット）
- こどもの気持ちを文書に伝える書き方を配布し、こどもへの配慮を促す

心理ケア

- 離婚後の子育てとこどもの気持ち【離婚相談室】
- こどもの気持ちを考えるワークショップ（AITプログラム）を実施
- こどもふれあいキャンプ
- 離婚前後を体験したこどもを対象とするキャンプ
- 同じ経験を持つ者との交流、個別カウンセリングやメンタルセミナー など

相談

- こども養育専門相談
- 専門相談員（FPIC）による相談を月に1回市役所で実施
- 専門相談員（弁護士、社会福祉士、臨床心理士）がチームで対応
- 離婚後の子育てガイダンス
- 児童扶養手当相談の開始後に離婚後のこどもの成長を考えたガイダンスを開催

面会交流支援

- こどもと親の交流ノート【養育手帳】
- 養育費の滞りや面会交流の滞りなどの情報を共有するためのノートを希望者に配布
- 親子交流サポート事業
- 面会交流の場として利用する場合、市立文芸科学館の入館料を無料化
- 面会交流のコーディネート
- 交流記録などの連絡調整をサポート
- 交流当日のこどもの受送しを実施
- 平成27年9月～ モデル事業を開始

関連施策

- 戸籍のない子どもに対する支援
- 戸籍がないためのサポートパンフレットの配布
- サポートナンバーカードの交付 など

全国へ波及

明石市の取り組みのひろがり

【地方】

1. 参考書式の配布
- ① 明石市を参考に書式を作成＝新座市、奈良市、和歌山、品川区、堺市、豊田市
- ② 明石市の書式を配布＝豊田県、宇治市、和歌山、2. FAITプログラムの実施を検討＝茨城県

【西】

1. 平成27年度厚生労働白書にコラムを掲載
2. 親子断絶防止議員連盟で明石市モデルの法制化の動き
3. 法務省が「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとガイド」を作成し、平成28年10月から全国の自治体で配布を開始

さらに・・・

検討中の施策

- 養育費支援として・・・
- ① 合意書の債務目録化支援
- ② 養育費立替払制度

出典）明石市資料

（1）ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業

児童扶養手当の現況届を提出する8月を親子の確認と情報提供ができる有効な機会と捉えて「ひとり親家庭総合支援月間」と位置づけ、平成27年度にはハローワークによる出張就労相談（3回）やひとり親家庭サポートパンフレットの作成、配布を実施した。平成28年度はさらに支援を拡充するため、8月8日から8月17日の期間（土日祝日を除く7日間）で、ひとり親家庭の困りごとの総合的な解決、早期対応を行うため、気軽に専門相談できる「ひとり親家庭総合相談会」を開催した。

明石市では、市長の方針により積極的に専門職を採用している。平成29年2月現在、市の職員の中に、弁護士資格所有者が9名、社会福祉士が6名、臨床心理士が3名など合計23名の専門職が在籍している。また、公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）の職員が、市の親子交流支援アドバイザーに就任している。ひとり親家庭総合相談会では専門職を活用し、ひとり親家庭の様々な悩みに応えるため、以下の相談メニューを用意した。

①生活相談

NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむのメンバーが、生活全般の相談に応じる。

②子育て相談

家庭児童相談員が子育ての悩みや心配ごとについての相談に応じる。

③ハローワーク就労相談

ハローワーク明石による出張相談の実施。

④健康相談

保健師が子どもから大人までの健康に関する相談に応じる。

⑤離婚後の子育てガイダンス

親子交流支援アドバイザーにより、離婚後の子育てに役立つ情報や、面会交流の支援事業などについて紹介。

⑥弁護士による法律相談

市弁護士職員による法律相談の実施。

⑦こども養育専門相談

離婚や別居に伴うこどもに関する相談に応じる。

注) 以上のうち、①～④と⑥は、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業、⑤と⑦は母子家庭等就業・自立支援事業の養育費等支援事業

ひとり親家庭総合相談会では、ひとり親家庭の親が気軽に相談できるよう、ゆったりと過ごせる雰囲気作りを心がけた。具体的には、相談会場内の中央にテーブルと椅子を配置した共有スペース（ゆったりスペース）を設け、親子それぞれの興味を引くような本を配置した。離婚関係の本や性教育の本など、ひとり親家庭に役立つ本や絵本を揃え、待ち時間も有意義に過ごせるよう工夫した。

また、ひとり親家庭の悩みや困りごとなどを把握するため、アンケート調査を実施した。アンケートは児童扶養手当受給資格者へ事前送付し、提出者に対し図書カードをプレゼントした。

相談会当日は、相談会場を児童扶養手当の現況届の受付窓口である児童福祉課で案内し、会場内ではスタッフが積極的に声がけを行って各ブースへ誘導した。

この結果、7日間で、①～④の相談者数は合計で146人、⑤離婚後の子育てガイダンスの受講者は104人となった。⑥法律相談の相談者数は2人、⑦こども養育専門相談の相談者数は8名であった。内訳及び主な相談内容は次頁の表のとおりである。

生活相談の相談者数内訳は、母子家庭の母85人、父子家庭の父9人、父障害家庭の母1人であった。生活相談に対応したNPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむの担当者は、結果に手応えを感じている。生活相談を担当した支援団体がひとり親家庭の当事者であることが相談者の安心感につながり、普段行政の窓口では話せない内容も相談できたのではないかと分析している。

なお、平成28年度のひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業にかかる事業費は1,156千円である。

ひとり親家庭総合相談会における相談メニュー別の利用者数とおもな相談内容

相談メニュー	利用者数	主な相談内容
①生活相談	95	【子育て】保育所に入れない、こどもの進学と教育費の準備、こどもと接する時間が少ない、こどものしつけについて。 【経済的な困難】病気や介護で働けない、パートで収入が不安定、養育費が途絶えた、生活費に余裕がない。 【健康状態】ひとり親自身の体調不良、精神的な疲れ。 【仕事】保育所待ちで仕事に就けない、慣れない仕事への不安、ダブルワーク、こどもの就職。 【人間関係】実母の理解がない、ママ友との付き合い方、面会交流での元夫との関係。
②子育て相談	2	就学後の預かり、ひとり親自身の不安
③就労相談	45	就労、転職、職業訓練
④健康相談	4	ひとり親自身の体調不良、こどもの体格
計	146	—
⑤離婚後の子育てガイダンス	104	—
⑥法律相談	2	養育費や面会交流などに関する法的相談
⑦こども養育専門相談	8	離婚に伴うこどもの養育全般に関する相談

出典) 明石市資料より作成

ひとり親家庭総合相談会のチラシ

アンケートに答えて
図書カードをもらおう!

この夏は相談に行こう!

相談メニューいっぱい!

ひとり親家庭総合相談会

相談メニュー①～⑨は毎日実施しています!

総合相談会
開催日/平成28年8月8日(月)～17日(水)
午前10時～正午、午後1時～4時
会場/明石市役所南会議室1階
103会議室 受付順

当日の流れ
①児童扶養手当の現状届書を児童福祉課へ提出
↓
②アンケートを相談会館へ受付
↓
③各種相談コーナーへ
※アンケートを提出していただく500円分の図書カードを子ども達の人数分プレゼント

8月 相談日カレンダー AUGUST 2016

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	1	2	3	4	5	6休
7休	8生 8日	9生 9日	10生 10日	11休 山の日	12生 12日	13休
14休	15生 15日	16生 16日	17生 17日	18	19	20休
21休	22	23	24	25	26	27休
28休	29	30	31			

この期間がおトクです!

相談メニュー①～⑨は8日～17日の平日は毎日開催しています!

私たちが応援します!皆さんのお越しをお待ちしています

相談メニュー① 生活相談
NPO 法人しんぐらあすあす。ふらふらのメンバーが生活全般の相談をお聞きします。

相談メニュー② 子育て相談
家庭児童相談員が子育ての悩みや心配ごとについてお聞きします。

相談メニュー③ ハロワーク就労相談
ハロワーク明石による出張相談を行います。

相談メニュー④ 健康相談
保健師が子どもから大人までの健康に関する相談をお聞きします。

相談メニュー⑤ 離婚後の子育てガイダンス
離婚後の子育てに役立つ情報や、妻会交流の支援事業などをお話しします。
開催日時/①9:30～ ②10:15～ ③11:00～
④11:45～ ⑤12:30～ ⑥13:15～
⑦14:00～ ⑧14:45～ ⑨15:30～
⑩16:15～ ⑪17:00～
※1 15分程度です
問い合わせ/市民相談室 (電話 918-5002)

相談メニュー⑥ 弁護士による法律相談
市弁護士会による法律相談を実施します。
日時/8月10日午後1時～3時、
8月16日午前10時～正午
場所/市役所本庁舎2階 市民相談室
予約・問い合わせ/市民相談室
(電話 918-5002)

子ども養育専門相談
離婚や別居に伴う子どもをめぐる相談に応じます。
相談日/8月3日、15日、25日、
9月15日、29日
時間/午後1時～4時
1人(組)あたり1時間、1日3人(組)
受付方法/毎月1日午前8時55分から
その月の相談予約を電話にて受け付け
予約・問い合わせ/市民相談室
(電話 918-5002)

お問い合わせ
明石市子ども未来部
児童福祉課
電話 918-5027
FAX 918-5650
E-mail jidouka@city.akashi.lg.jp

専門相談のご案内

その日のメニューは表裏をご覧ください

申し込み受付中!

市民相談室からのお知らせ

お申し込み・お問い合わせは
明石市政策部 市民相談室
電話：078-918-5002
FAX：078-918-5102
メールアドレス：soudan@city.akashi.lg.jp

1 別居・離婚を経験した親子のために... 明石市に住む子ども達を支えます

面会交流をサポートします!

多くの子どもは、父親にも母親にも愛されたいと願っています。面会交流は、その願いに応えるチャンスです。

※子ども・父・母の同意を確認したうえで、面会交流の支援を始めます

2 第2回 ワークショップ ～FAITプログラムで考えよう～
離婚後の子育てと子どもの気持ち

日時 平成28年 10月2日(日) 13時～15時50分 (16時～個別相談会)

場所 男女共同参画センター 会議室1・2 (アシアカ明石ビル7階)

内容 親の離婚は子どもにとって大変な出来事です。「どうして?」「これからどうなるの?」子どもはいろいろな疑問や不安を抱えています。ワークショップは、家庭に子どもを養育する一員に、思いを伝えたり話し合いながら、子どもの気持ちや大切にしたい離婚後の家族のカタチを考えていきます。

FAITプログラムについて知りたい方は
http://bit.jpapan.com/をご覧ください。

参加費無料 ※一時間保育あり

出典) 明石市資料

(2) 面会交流のサポート事業

離婚や別居後に離れて暮らす親子間の交流を深めるための場所として、市立天文科学館を無料で利用できる「親子交流サポート事業」を平成26年10月より実施している。この取組をさらに拡充するため、平成28年9月から面会交流のコーディネートを試行的に実施し、面会交流におけるこどもの引き合わせや交流日時の連絡調整を行っている。

市内に居住している中学校3年生までのこどもとその父母を対象としており、父・母・こどもの同意を前提にしている。

事業では、監護親（こどもと同居している親）、面会親（離れて暮らしている親）それぞれと市の職員が面談を行ったうえで、日程調整を実施する。面会当日は監護親と面会親の集合時間・場所を別にし、市職員がこどもの受け渡しを行う。

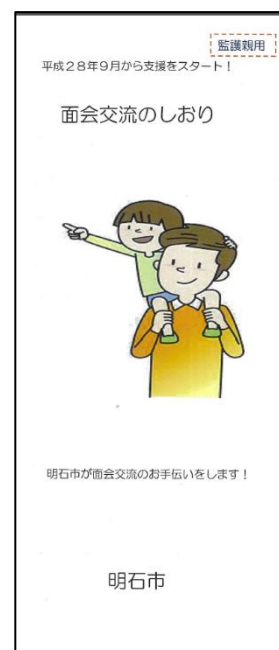
面会交流支援の経験が豊富な支援者が「親子交流支援アドバイザー」に就任し、市職員とともに支援を実施する。

ケースに応じて、付添型（明石駅周辺の公共施設のプレイルームを活用）と受渡型で対応する。いずれも市内での面会を想定している。

平成28年末時点で3組の面会を実施済みであり、さらに2組が実施に向けて調整中である。

なお、平成28年度の事業費は1,248千円である。

面会交流のしおり



出典) 明石市資料

以上